

令和6年 4月 8日

保護者 様

橋本市立三石小学校  
校長 石井 美行

## 橋本市に「気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)が発令された場合」及び「震度5弱以上の巨大地震が発生した場合」のお知らせ【令和6年度版】

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、学校教育推進に、ご支援・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、標記の件について、下記のとおり対応させていただき予定としております。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

### I 気象警報発令と児童の登校

#### 1 橋本市に、「暴風」「大雨」「洪水」「暴風雪」「大雪」警報のいずれかが発令された場合

① **午前7時現在**で、上記警報のいずれかが発令されている場合は、解除になるまで、自宅待機としてください。

※各家庭におかれましては、**午前7時時点**で、警報が発令されているかいないか、確認の上、自宅待機か登校かを判断してください。

※**午前7時時点**で、警報が発令中にもかかわらず、(気付かず)登校した場合、保護者の方の迎えを得て、下校することとなりますので、ご注意ください。

② **午前10時現在**で、解除されていない場合は、臨時休校とします。

③登校時に、自宅待機であったが、**午前10時までに**、解除された場合、安全を確認の上、登校させていただきます。

午後の授業も実施しますので、給食が止まっている場合、「お弁当の用意」をお願いします。

※この場合、「メール一斉配信」<注1>により、お知らせします。

※午前6時に上記警報が発令されている場合、給食はありません。(市内全小中学校給食停止となります。)

④警報が解除された、また、警報が発令されていない場合でも、気象状態により、「登校は危険である。」とご家庭で判断された場合は、登校を見合わせ、その旨、学校に連絡してください。

(☎0736-37-3822)

<注1>この案内の文章表現で、「メール一斉配信」と記述している部分について、一斉配信の登録をされなかった方については、「担任からの電話連絡」と読み替えてください。

#### 2 警報発令状況確認方法

①「防災はしもとメール配信サービス」に登録しておく。

※登録方法 右のQRコードを読み取り、空メールを送信すれば、防災はしもとメール配信サービスに登録できます。

(登録しておく、橋本市に気象警報が発令されると、メール配信されます。)

②TVの番組各局のデータ放送で確認する。(NHK総合のデータ放送など)

③気象庁のホームページで確認する。(警報欄)

④その他



※ **ポイント**=当該警報が橋本市に発令されているかを確認ください  
三石小学校ホームページの(右下)気象警報情報にリンクされています。

#### 3 給食の対応(基本対応)

翌日に、警報発令が予測される場合、前日の午前中に、橋本市教育委員会が、翌日の給食について、実施か中止の判断をします。その結果、翌日の給食を中止すると橋本市教育委員会が決定した場合、保護者の皆様には、文書(曜日によって、文書をお渡しできない場合は、「メール一斉配信」)にて、その対応等について、お知らせします。(例文:「明日、給食中止なので弁当持参で登校」など)

※午前6時に上記警報が発令されている場合、給食はありません。(市内全小中学校給食停止)

### II 授業中、橋本市に、暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪警報のいずれかが発令された場合

発令後の授業等については、その時の状況に応じて判断し、「メール一斉配信」でお知らせします。

※保護者の迎えについては、基本的には次のようにします。(迎えについても「メール一斉配信」でお知らせします)

①各学年の下校時刻に、警報が解除されている場合、通常下校します。

②各学年の下校時刻に、警報が発令されている場合、安全確保のため、保護者の迎えをお願いします。

### III 学童保育をご利用の皆様へ

①警報発令により、下校または学校待機となった場合、**休所**となります。

②授業等が実施されている場合でも、13:00に警報が発令されていれば**休所**となります。

※その他詳細については、学童から配付されている「警報発令時の学童保育の開閉所について」をご覧ください。

### IV 巨大地震発生の場合

1 授業中、橋本市に、「**震度5弱**」以上の巨大地震が発生した場合、**児童は、学校待機**といたします。この場合、児童の帰宅について、保護者の迎えをお願いします。(「メール一斉配信」にて、お知らせします。)

2 登下校中に、巨大地震が発生し、道路の通行が困難な場合、基本的には、その位置から近い方(自宅及び小学校)に避難してください。

### V その他

1 気象警報発令時の保護者による児童の迎え(=児童の引き渡し)について

児童下校時に大雨・洪水・暴風警報が発令されている場合の保護者の方による児童の迎え(=児童の引き渡し)については、児童の保護者・家族(親族を含む)・当該児童の保護者の依頼を受けた方に限定させていただきます。ご了承・ご協力をお願いします。

2 この「お知らせ」文書の内容は、次の改訂版、あるいは次年度版が配付されるまで有効です。それまで、廃棄しないでください。